

長崎国際大学

平成 21 年度 再評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、長崎国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 19(2007)年度の認証評価において、基準 7「管理運営」及び基準 8「財務」を満たしていないと判定した。管理運営については、規程に則った適切な運営が行われているとは認められないこと、常任理事会への包括的権限委譲、寄附行為に定められた重要事項の審議が理事会及び評議員会での適切な手続きで行われていないこと、監事の理事会への出席率が低いことなど、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。また、財務については、予算額と決算額のかい離が大きく予算主義の原則が守られていないこと、寄附行為に則った予算変更がなされていないことなどにより、基準を満たしていないと判定した。

これら二つの基準については 3 年以内に改善が可能であると判断し、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし大学の総合的な判定を保留とした。

平成 21(2009)年度に基準 7 及び基準 8 について、平成 19(2007)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め改善を行ってきたことが確認できた。今後、なお見直しや改善を要する点もあるが、基準 7 及び基準 8 を満たしていると判定した。

III 基準ごとの評価

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会規則における評議員会への諮問事項の一部欠落、常任理事会規則における役員、評議員の選任権限の理事会から常任理事会への委譲など、適切さを欠く条項がある。これらに関して、当該規則などを早急に改正する必要があるが、法人の管理運営全般について

は、寄附行為の定めに従い概ね適切に機能している。なお、実際の理事会運営においては、関係法令に対して適正な執行が行われており、実態として、管理運営に大きな影響を及ぼす事実がなかったことが確認された。

大学の運営については、理事、教員及び職員の要職にある者をもって構成する「運営会議」が大学の組織として設置され、管理部門と教学部門との緊密な連携による意思決定が迅速に図られている。また、各学部学科の教員を主として組織される「全学委員会」の設置により、教学に関する全学的な諸課題に対処するため有効に機能している。

自己点検・評価については、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が中心となって実施されており、隔年ごとに自己点検・評価報告書を刊行、公表するなど教育研究の向上に向けての積極的な取組みが行われている。

【改善を要する点】

- ・理事会の重要性を認識し、理事会の審議・決定事項を再確認するとともに、理事会権限の常任理事会委譲についてその範囲と内容を再検討し、その内容を理事会運営に係る関係規則などに適切に反映する改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学及び法人全体の財務状況は、薬学部の創設に係る設備投資と学生の定員未充足により、極めて厳しい状態となっている。このため、学園は「中期経営改善計画」を作成し、資金収支、消費収支の両計算体系における改善事項と具体手法を示し、平成 23(2011)年度において、収支は好転する計画となっている。その計画の趣旨は、募集戦略やカリキュラムの見直しなどによる安定的な学生数の確保、人件費の抑制を中心とした構造的経費の削減などである。また、薬学部が現在、年次進行中であることから、完成年度に向かって学生数の段階的な増加に併せて、帰属収入増も期待できるところである。予算編成手続きや会計処理においては、若干の課題を残すものの、概ね適切であると認められる。

財務情報の公開については、ホームページでの掲載、保護者懇談会での説明など透明性に優れている。

また、外部資金の導入についての意欲は高く、科学研究費補助金、受託事業、寄附金などについてより一層の獲得増に向けた、体制が整えられていると判断できる。

【改善を要する点】

- ・学校法人全体の財務状況の健全化のために、特に負債に係る数値について「中期経営改善計画」に基づく早急な改善が必要である。

